

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、府中市選挙管理委員会から報告があつた。

令和四年三月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
元東小学校体育館	府中市府中町 400 番地	名称	府中市古府の森スポーツ グラウンド体育館
元西小学校体育館	府中市出口町 949 番地	名称	府中市出口スポーツグラ ウンド体育館
府中市階見多目的広場	府中市上下町階見 2835 番 地	名称	府中市階見多目的広場体 育館
府中市吉野多目的広場	府中市上下町小堀 2092 番 地	名称	府中市吉野多目的広場体 育館
府中市清岳多目的広場	府中市上下町水永 69 番地	名称	府中市清岳多目的広場体 育館
荒谷町集会所	府中市荒谷町 2360 番地	名称	荒谷集会所
緑ヶ丘集会所	府中市土生町 615 番地 19	名称	府中市南公民館
北スポーツグラウンド 体育館	府中市木野山町 48 番地 1	名称	府中市協和スポーツグラ ウンド体育館